

設計施工基準2025年版 新旧表

条文	2019年版	2025年版
第1条 趣旨	本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1号及び第2号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅(以下、「申込住宅」という。)の設計施工に関する技術的な基準を定める。	本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1号及び第2号に掲げる保険契約の申込みを行う住宅(以下、「申込住宅」という。)の設計施工に関する技術的な基準を定める。
第2条 関係法令	申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。	申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。
第3条 本基準により 難しい仕様	本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。	本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。
第4条 地盤調査等	1 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行うものとする。ただし、一戸建てにおける2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所計測を行うものとする。なお、スウェーデン式サウンディング調査の場合は4隅付近を含め4点以上で行うことを原則とする。 3 地盤調査の結果は、適切に保管する。	1 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う。ただし、一戸建てにおける2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所計測を行う。なお、スクリーウエイト貫入試験の場合は4隅付近を含め4点以上で行うことを原則とする。 削除
第5条 地盤補強及び地業	1 地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定(以下「考察等」という。)に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施すものとする。 2 小口径鋼管杭、柱状改良(深層混合処理工法)又は表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。	1 地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定(以下「考察等」という。)に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を行う。 2 小口径鋼管杭、柱状改良(深層混合処理工法)又は表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。

条文	2019年版	2025年版
第5条 地盤補強及び地業	(1) 小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。 (2) 柱状改良(深層混合処理工法)を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定するものとする。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行うものとする。 (3) 表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定するものとする。 3 砕石地業等必要な地業を行うものとする。	(1) 小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。 (2) 柱状改良(深層混合処理工法)を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う。 (3) 表層改良(浅層混合処理工法)を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定する。 3 砕石地業等必要な地業を行う。
第6条 基礎	1 基礎は、第4条(地盤調査等)及び第5条(地盤補強及び地業)の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。 2 ベタ基礎は、構造計算、別に定める「ベタ基礎配筋表」又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行うものとする。 3 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。	1 基礎は、第4条(地盤調査等)及び第5条(地盤補強及び地業)の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。 削除 2 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。
第7条 勾配屋根の防水	1 屋根は勾配屋根とし、屋根ふき材に応じて適切な勾配とする。なお、陸屋根については、第8条(バルコニー及び陸屋根)に規定する。 2 屋根には、下ぶきを施すものとし、下ぶき材の品質及びぶき方は次の各号に適合するものとする。 (1) 下ぶき材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせるものとする。	1 勾配屋根は屋根葺き材に応じて適切な勾配とし、屋根の仕様に依じて下葺き材を施す。 2 下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。 (1) 下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる。

条文	2019年版	2025年版
第7条 勾配屋根の 防水	(3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせるものとする。ただし、下ぶき材製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 (4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち上げる。 3 天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。	(3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせる。ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 (4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押え上端より50mm以上立ち上げる。 3 天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。 4 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。
第8条 バルコニー 等・陸屋根 の防水	1 床は、1/50以上の勾配を設けるものとする。ただし、防水材製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するうえで適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、以下の防水工法のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。 (1) 金属板(鋼板)ふき (2) 塩化ビニル樹脂系シート防水工法 (3) アスファルト防水工法 (4) 改質アスファルトシート防水工法 (5) F R P系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層(ツープライ)以上とすること。なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができる。 (6) F R P系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法	1 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、防水工法は以下のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保する。 (1) 金属板(鋼板)葺き (2) 塩化ビニル樹脂系シート防水工法 (3) アスファルト防水工法 (4) 改質アスファルトシート防水工法 (5) F R P系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層(ツープライ)以上とする。なお、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、1層以上とすることができる。 (6) F R P系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法

条文	2019年版	2025年版
第8条 バルコニー等・陸屋根の防水	3 壁面との取合い部(手すり壁又はパラペット(本条において、以下「手すり壁等」という。))との取合い部を含む。)の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を施すものとする。 4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部の止水措置を施すものとする。 5 手すり壁等は、次の各号によるものとする。 (1) 防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせるものとする。 (3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を施すものとする。 (4) 上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い止水措置を施すものとする。 (5) 外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。	3 壁面との取合い部(手すり壁又はパラペット(本条において、以下「手すり壁等」という。))との取合い部を含む。)の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を講じる。 4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部に適切な止水措置を講じる。 5 手すり壁等は、次の各号による。 (1) 防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる。ただし、防水材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 (3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を講じる。 (4) 上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い、適切な止水措置を講じる。 (5) 外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。 6 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。
第9条 外壁の防水	1 外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すものとする。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。	1 外壁は、防水紙又は雨水の浸入もしくは浸透を防止する仕上げ材等を用い、構法に応じた防水措置を講じる。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号による。

条文	2019年版	2025年版
第9条 外壁の防水	(1) 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施すものとする。 (2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するもの(透湿防水シートを除く。)とする。 (3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも90mm以上(左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属サイディング仕上げでは150mm以上)とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 (4) 外壁開口部の周囲(サッシ、その他の壁貫通口等の周囲)は、防水テープを用い防水紙を密着させるものとする。 3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すものとする。 (1) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E (2) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E (3) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材CE、防水形複層塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E 又は防水形複層塗材 E	(1) 通気構法(外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造)とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111(透湿防水シート)に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す。 (2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水性能を有するもの(外壁用透湿防水シートを除く。)とする。 (3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも90mm以上(左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属サイディング仕上げでは150mm以上)とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 (4) 外壁開口部の周囲(サッシ、その他の壁貫通口等の周囲)は、防水テープを用い防水紙を密着させる。ただし、先張り防水シート又は外壁開口部の周囲専用の防水部材を用いて適切な防水措置を講じる場合は、この限りではない。 3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸入又は浸透を防止する仕上げ材等の防水措置を講じる。 (1) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E (2) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E (3) JIS A 6909(建築用仕上塗材)の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材CE、防水形複層塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E 又は防水形複層塗材 E

条文	2019年版	2025年版
第9条 外壁の防水	(4) JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系 (5) 前各号に掲げるものと同等以上の 雨水の浸透防止に有効であるもの	(4) JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系 (5) 前各号に掲げるものと同等以上の 性能を有するもの
第10条 乾式の外壁 仕上げ	1 外壁を乾式仕上げ(第3項のものを除く。)とする場合は、通気構法とする。 2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号によるものとする。 (1) サイディング材は、JIS A 5422(窯業系サイディング)、JIS A 6711(複合金属サイディング)に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。 (2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保するものとする。 通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は45mm以上とする。サイディング材のジョイント部に用いるものは幅90mm以上(45mm以上を2枚あわせたものを含む。)とする。 (3) 通気層は厚さ15mm以上を確保するものとする。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。 (4) サイディング材の留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付けること。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より20mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 (5) シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。 (6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット形ジョイナー等を使用する。 3 ALC パネル又は押出し成形セメント板(厚さ25mm超)等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付けるものとする。	1 外壁を乾式仕上げ(第3項のものを除く。)とする場合は、通気構法とする。 2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による。 (1) サイディング材は、JIS A 5422(窯業系サイディング)、JIS A 6711(複合金属サイディング)に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。 (2) 通気層は通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保し、通気胴縁の幅は45mm以上、サイディング材のジョイント部に用いるものは幅90mm以上(45mm以上を2枚あわせたものを含む。)とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 (3) 通気層は厚さ15mm以上を確保する。ただし、下地に合板を張る場合など通気に有効な厚さを確保する場合は、この限りではない。 (4) サイディング材の留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付ける。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より20mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 (5) シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。 (6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット形ジョイナー又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。 3 ALC パネル又は押出し成形セメント板(厚さ25mm超)等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付ける。

条文	2019年版	2025年版
第 10 条 乾式の外壁 仕上げ	4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JISの耐久性による区分の 8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を 施すものとする 。	4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JISの耐久性による区分の8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を 講じる 。 ただし、外壁材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。
第 11 条 湿式の外壁 仕上げ	1 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。 2 下地は、ラス張り(平ラスを除く。)とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合は この限りでない 。 3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 (1) 防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を 施すものとする 。 (2) 既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル)又はJASS 15 M-102(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準)に基づく製造者の仕様による ものとする 。	1 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。 2 下地は、ラス張り(平ラスを除く。)とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合は、 この限りではない 。 3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 (1) 防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を 講じる 。 (2) 既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル)又はJASS 15 M-102(ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準)に基づく製造者の仕様による ものとする 。
第 12 条 地盤調査、 地盤補強及 び地業	1 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を 行うものとする 。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うものとする。この場合、原則として建物の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこと。ただし、小規模な建物で敷地内の地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は 3点以下(1点以上) の計測箇所数とすることができる。 3 地盤調査の結果は、 適切に保管する 。 4 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項によるものとする。 5 碎石地業等の必要な地業を 行うものとする 。	1 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を 行う 。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うものとする。この場合、原則として建物の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこと。ただし、地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は 1点以上 の計測箇所数とすることができる。 削除 3 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項によるものとする。 4 碎石地業等の必要な地業を 行う 。
第 13 条 基礎	基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、第6条(基礎)によることができる。	基礎は、前条の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。

条文	2019年版	2025年版
第 14 条 防水工法	1 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。 2 防水工法は、次表に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (表省略 JASS8(2014)) 3 防水の主材料は、JIS規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP系塗膜防水工法については、JASS8に適合するものとする。 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。	1 防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。 2 防水工法は、下表に記載する屋根防水に適した工法又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (表省略 JASS8(2022)) 3 防水の主材料は、JIS規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP系塗膜防水工法については、JASS8に適合するものとする。 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。 5 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。
第 15 条 パラペットの上端部	パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を 施すものとする 。	パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を 講じる 。
第 16 条 塔屋等 のシーリング処理	防水層が施されていない 屋根躯体(パラペット又は屋根躯体と一体の架台等) を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。	防水層が施されていない 塔屋等の外壁において 、設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。
第 17 条 排水勾配	防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、 保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100 以上とすることができる 。	防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、 防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない 。
第 18 条 排水ドレン	排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。	排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。
第 19 条 勾配屋根の防水	1 勾配屋根は 屋根ふき材 に応じて適切な勾配とし、 第14条から第18条(第17条を除く。) に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を 施すものとする 。	1 勾配屋根は 屋根葺き材 に応じて適切な勾配とし、 構法に応じて下葺き材又はこれと同等以上の性能を有する防水措置を講じる 。

条文	2019年版	2025年版
第 19 条 勾配屋根の 防水	2 下ぶき材の品質及びぶき方は、次の各号に適合するものとする。 (1) 下ぶき材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)100 mm以上、左右 200 mm以上重ね合わせるものとする。 (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250mm以上重ね合わせるものとする。ただし、下ぶき材製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 (4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上立ち上げる。 3 天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。	2 下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。 (1) 下葺き材は、JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)に適合するアスファルトルーフィング940又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 (2) 長手方向を横向きに用い、上下(流れ方向)100mm以上、左右200mm以上重ね合わせる。 (3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせる。ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。 削除 3 天窓及び煙突等の屋根開口部・貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。 4 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。
第 20 条 外部開口部	1 外部の開口部に用いる建具は、建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。 2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。	1 外部の開口部に用いる建具は、適切な水密性能を有するものとする。 2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。
第 21 条 シーリング	1 シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。	1 シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)に適合するもので、JIS の耐久性による区分8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。

条文	2019年版	2025年版
第 21 条 シーリング	2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施すものとする。 (1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地 (2) 外壁材(プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等)のジョイント目地 (3) 耐震スリット目地 (4) 外壁開口部の周囲 (5) 外壁を貫通する管等の周囲 (6) その他雨水浸入のおそれのある部分 3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。	2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施す。 (1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地 (2) 外壁材(プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等)のジョイント目地 (3) 耐震スリット目地 (4) 外壁開口部の周囲 (5) 外壁を貫通する管等の周囲 (6) その他雨水浸入のおそれのある部分 3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。
第 21 条 シーリング	(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない 2面接着の目地構造とする。 (2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。	(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない 2面接着の目地構造とする。 (2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。
第 22 条 鉄骨造住宅 に係る基準	1 鉄骨造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。 (1) 地盤調査、地盤補強及び地業は、第12条(地盤調査、地盤補強及び地業)を準用する。 (2) 基礎は、第13条(基礎)を準用する。 (3) 陸屋根は、第14条(防水工法)、第15条(パラペットの上端部)、第16条(屋根廻り)のシーリング処理)、第17条(排水勾配)及び第18条(排水ドレン)を準用する。ただし、第14条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくは ALC パネルとする。 (4) 勾配屋根は、第19条(勾配屋根の防水)を準用する。 (5) 外壁は、第 9 条(外壁の防水)、第10条(乾式の外壁仕上げ)、第20条(外部開口部)及び第21条(シーリング)を準用する。	鉄骨造住宅に係る基準は、次のとおりとする。 (1) 地盤調査、地盤補強及び地業は、第12条(地盤調査、地盤補強及び地業)を準用する。 (2) 基礎は、第13条(基礎)を準用する。 (3) 陸屋根は、第14条(防水工法)、第15条(パラペットの上端部)、第16条(塔屋等)のシーリング処理)、第17条(排水勾配)及び第18条(排水ドレン)を準用する。ただし、第14条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくは ALC パネルとする。 (4) 勾配屋根は、第7条(勾配屋根の防水)を準用する。 (5) 外壁は、第9条(外壁の防水)、第10条(乾式の外壁仕上げ)、第20条(外部開口部)及び第21条(シーリング)を準用する。

条文	2019年版	2025年版
第 23 条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準	1 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。 (1) 地盤調査、地盤補強及び地業は、第12条(地盤調査、地盤補強及び地業)を準用する。 (2) 基礎は、第13条(基礎)を準用する。 (3) 陸屋根は、第14条(防水工法)、第15条(パラペットの上端部)、第16条(屋根廻りのシーリング処理)、第17条(排水勾配)及び第18条(排水ドレン)を準用する。 (4) 勾配屋根は、第 19 条(勾配屋根の防水)を準用する。 (5) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第20条(外部開口部)及び第21条(シーリング)を準用する。	補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次のとおりとする。 (1) 地盤調査、地盤補強及び地業は、第12条(地盤調査、地盤補強及び地業)を準用する。 (2) 基礎は、第13条(基礎)を準用する。 (3) 陸屋根は、第14条(防水工法)、第15条(パラペットの上端部)、第16条(塔屋等のシーリング処理)、第17条(排水勾配)及び第18条(排水ドレン)を準用する。 (4) 勾配屋根は、第19条(勾配屋根の防水)を準用する。 (5) 外壁は、雨水の浸入を防止するために適切な仕上げを施すものとし、第20条(外部開口部)及び第21条(シーリング)を準用する。